

## 御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の製法に関する御意見	<p>・何故、『純米タイプに限定』するのか。昨今の純米酒ブームの影響もあるのだろうが製造の側からアル添酒を否定するような条件を付する理由がわからない。</p>	<p>・地理的表示の製法については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
酒類の特性に関する御意見	<p>・一枚目の第1の(注)の1行目「19号。」は「19号」のほうが良いと思います。三枚目の2(2)口の1行目の例と同様に。</p> <p>・二枚目の最下行から上に4行目「余呉町」は「余呉町(現・長浜市)」のほうが良いと思います。</p> <p>・以下、意見を行う。&gt;第4 生産基準&gt;1 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項&gt;(2) 酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることについて&gt;イ 自然的要因 盆地特有の昼夜の気温差があるため、酒米にどんな特性が生じるのか、また、冬期の盆地特有の底冷えによる穏やかな発酵はどんな効果があるのか、についての記述があった方が良いのではないかと思われた。また、水についての記述が欠けているように思われるが、水についての記述(水質やあるいは山々の様子や地質などについての記述があるとよいのではないかと思われる。)も行っておく方が良いのではないかと思われた。意見は以上である。</p>	<p>・記述を訂正いたしました。</p> <p>・地理的表示の特性については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>